

重 要

(公 印 省 略)
教 第 4 4 0 8 号
令 和 7 年 4 月 1 日

私立幼稚園等設置者 様

兵庫県総務部教育課長

令和7年度における私立幼稚園等から県への届出等について（通知）

学校教育法等に定められた県への届出について下記のとおり通知します。

届出が必要な事項が発生した場合や各種証明等の希望がある場合は、速やかに関係書類を提出してください。

子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。幼保連携型認定こども園を除く。）については、移行に伴う園則の変更が必要となりますので、ご留意ください。（3～4ページ参照）

また、学校事故が発生した場合の報告様式も併せて添付しておりますので、報告の対象となる重大事故が発生した場合は、当該報告様式により速やかにご報告願います。（送迎バスに関する事故は、大小を問わず、速やかにご報告願います。）

なお、県への書類提出は不要ですが、法令により私立幼稚園に義務づけられたものについて、主なものを掲載（14ページ以降参照）しますので、各園において遺漏なく策定・実施していただきますようお願いいたします。

記

- 1 役員等を変更する場合 P 1
 - (1) 役員等（理事・理事長・代表業務執行理事・監事・評議員）の変更
（重任の場合でも届出が必要）
 - (2) 園長の変更
- 2 園則を変更する場合 P 3
- 3 園地または園舎を変更する場合 P 5
 - (1) 園地・園舎の変更
 - (2) 登録免許税・不動産取得税の非課税証明
- 4 その他 P 9
 - (1) 登記事項の変更（全ての学校法人において、資産総額変更の登記は毎年必要）
 - (2) 名称または位置の変更
 - (3) 学校法人への寄附に関する証明
 - (4) 特定教育・保育施設等における事故の報告等について
 - (5) 法令で策定・実施が義務づけられたもの

留 意 点

- ・届出（鑑）の押印は不要ですが、連絡先（電話・電子メール）は記載してください。理事会等議事録の原本証明も不要となります。
- ・原則、電子メールでご提出ください。
- ・私立学校法令和元年改正により、「特別代理人」の規定が削除されたので、特別代理人の手続は不要となります。利益相反取引をしようとするときは、理事会において当該取引について承認を受けた上で、代表権を有する理事が法人を代表して取引を行うことで差し支えありません。
- ・役員等変更届については、令和5年改正私立学校法に基づき、新様式となっています。令和7年度からは、評議員の変更についても届出が必要となります。役員等を変更する場合は、新様式により提出してください。

【担当】 兵庫県総務部教育課幼児教育・教育振興班

電話 078-341-7711（代表）

園地・園舎の変更、園則の変更 小倉（内 72345）

役員等・園長の変更 細尾（内 72356）

その他 細尾（内 72356）

*届出様式については、兵庫県ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご活用ください。

➤ [兵庫県／私立幼稚園等から県への届出等について \(hyogo.lg.jp\)](https://hyogo.lg.jp)

1 役員等を変更する場合

私学助成	新制度園	幼稚園型	幼保
要	要	要	役員 要 園長 不要

(1) 役員等（理事・理事長・代表業務執行理事・監事・評議員・会計監査人）の変更

※ チェックリストを参照してください。

次の場合に提出してください。

令和7年度からは、評議員の変更に
についても届出が必要となります。

- ・理事（理事長含む）・監事及び評議員が就任（または重任）したとき
- ・理事（理事長含む）・監事又は評議員が退任（または辞任、死亡、解任）したとき
- ・理事（理事長含む）又は評議員の選任区分を変更したとき

【注意事項】

- ・重任（じゅうにん一度任期が満ちた後、次期も引き続き、その職務に就くこと）についても届出が必要要です。
- ・学校法人の役員等の選任（重任を含む。）の際には、辞任する役員等に「辞任届」（任期満了の場合は不要）、新役員等に「履歴書」及び「就任承諾書」の提出を求めてください。
なお、役員等からこれらの書類の提出を受けた際は、原本は学校法人において保存し、県への役員等変更届には写しを添付してください。
- ・令和7年度から、役員等が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類（誓約書）の提出が必要になります。個人別の誓約書は必要なく、理事長名にて誓約する1部を提出してください。
- ・理事長又は代表業務執行理事が変更する場合は、履歴事項証明書の提出が必要です。
- ・すべての書類をPDFにし、1つのPDFに結合して1ファイルにて提出してください。

提出書類	根拠法	学校法人	非学校法人
役員等変更届	私立学校法施行令第6条第2項	○	—

(2) 園長の変更

※ チェックリストを参照してください。

※ 幼保連携型認定こども園の園長変更は届出不要（役員変更届は要提出）。

園長が交代する場合に提出してください。なお、交代した園長が寄附行為の規定による理事である場合は、理事の変更にかかる役員等変更届の提出も必要です。

【注意事項】

- ・学校教育法施行規則第20条、第21条及び第22条に規定する「校長（園長）の資格」について確認してください。
- ・学校教育法施行規則第21条（私立学校の特例）または第22条（校長の資格の特例）を適用する場合は、その理由を記載した理由書（様式任意）を添付してください。

提出書類	根拠法	学校法人	非学校法人
園長変更届	学校教育法第10条及び学校教育法施行規則第27条	○	○

【関係法令（抜粋）】

○学校教育法施行規則

（校長の資格）

第二十条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと

イ 学校教育法第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の園長を含む。）の職

ロ 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職

ハ 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職

ニ 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

ホ ニに掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

ヘ 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（以下「在外教育施設」という。）で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

ト ヘに規定する職のほか、外国の学校におけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

チ 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）による少年院又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）

附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において教育を担当する者の職

リ イからチまでに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職

ヌ 外国の官公庁におけるリに準ずる者の職

二 教育に関する職に十年以上あつたこと

（私立学校の特例）

第二十一条 私立学校の設置者は、前条の規定により難い特別の事情のあるときは、五年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。

（校長の資格の特例）

第二十二条 国立若しくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、前二条に規定するもののほか、第二十条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。

2 園則を変更する場合

※ チェックリストを参照してください。

私学助成	新制度園	幼稚園型	幼保
要	要	要	不要

園則のうち、次の事項（学校教育法施行規則第4条第1項）を変更しようとする場合に提出してください。

- ・修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
- ・部科及び課程の組織に関する事項
- ・教育課程及び授業日時数に関する事項
- ・学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- ・収容定員及び職員組織に関する事項
- ・入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- ・授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
- ・賞罰に関する事項
- ・寄宿舎に関する事項

【注意事項】

- ・園則において、改正前の学校教育法第77条（目的）及び第78条（目標）を引用している場合は、平成20年度の学校教育法の改正に伴い、それぞれ第22条（目的）及び第23条（目標）に改正する必要があります。なお、この内容に関する園則改正については、単なる引用条文の改正であるため、県への届出は必要ありません。
- ・納付金改定以外の変更を行う場合は、事前に教育課あてご相談ください。
特に、満3歳児の受入れを検討されている園については、幼稚園設置基準にも関わりますので、必ず事前にご相談ください。
- ・軽微な文言修正のみの場合は、事前連絡は不要です。

提出書類	根拠法	学校法人	非学校法人
園則変更届	学校教育法施行令第27条の2第1項第1号	○	○

★【子ども・子育て支援新制度への移行に伴う園則の変更について】

- ・幼稚園の保育料、入園料等について、記載内容を変更してください。

（1）「**保育料（基本負担額）**」は、市町が定める額となっているため、具体的な金額を定める必要はありません。

例：「保育料（月額） 園児が居住する市町が定める額」

（2）「**上乗せ徴収（特定負担額）**」は、具体的な金額・費目と月額・年額、入園時等の別を記載する必要があります。

例：「施設設備費〇〇円、研修充実費〇〇円、施設維持費〇〇円」

（3）「**実費徴収**」について記載する必要はありませんが、各園の判断により記載することも可能です。

- ・新制度移行に伴う園則の変更は、保護者から保育料等（「上乗せ徴収（特定負担額）」に該当するものも含む。）を徴収するまでに行うことが必要です。
- ・保育料等を値上げする場合は、教育・保育の質の向上を伴う必要があることに留意するとともに、保護者の理解を得られるよう努めてください。
- ・園則を変更する理由を理事会議事録又は届出（鑑）の変更する理由欄に記載してください。

(新制度に移行する場合の園則記載例)

《**現行**》

(入園料、保育料等)

第〇条 本園の入園料、保育料等は次の通りとする。

<u>保育料（月額）</u>	<u>〇〇円</u>
<u>入園費</u>	<u>〇〇円</u>
<u>施設維持費（年額）</u>	<u>〇〇円</u>
<u>検定料</u>	<u>〇〇円</u>

《**新制度**》

(保育料等)

第〇条 本園の保育料等は次の通りとする。

<u>保育料（月額）</u>	<u>園児が居住する市町村が定める額</u>
<u>施設整備費（年額）</u>	<u>〇〇円</u>
<u>研修充実費（年額）</u>	<u>〇〇円</u>
<u>施設維持費（年額）</u>	<u>〇〇円</u>
<u>検定料</u>	<u>〇〇円</u>

3 園地または園舎を変更する場合

私学助成	新制度園	幼稚園型	幼保
要	要	要	不要

(1) 園地・園舎の変更

園地または園舎を変更しようとする場合に提出してください。

変更にあたっては、幼稚園設置基準等を確認するため、必ず計画決定前に教育課に来庁のうえご相談ください。なお、来庁の際は、事前に来庁日を連絡し、必要な資料を適宜持参して事業計画を説明してください。

【事前相談の際に用意する資料の例（必要な資料を適宜ご用意ください。）】

ア 園地購入の場合

- ・購入を予定している土地の登記簿（全部事項証明書）
- ・住宅地図等の当該土地の位置がわかる資料

イ 園舎改築の場合

- ・現況図面（位置図、平面図）、変更後図面（位置図、平面図）、住宅地図等
- ・現在の面積がわかる資料（注1）、変更後の面積がわかる資料（注2）

注1 学校法人の場合は基礎資料調査の「幼稚園施設調査表」を、非学校法人の場合は実態調査表の「幼稚園施設調査表」を、数値を再確認のうえ持参してください。

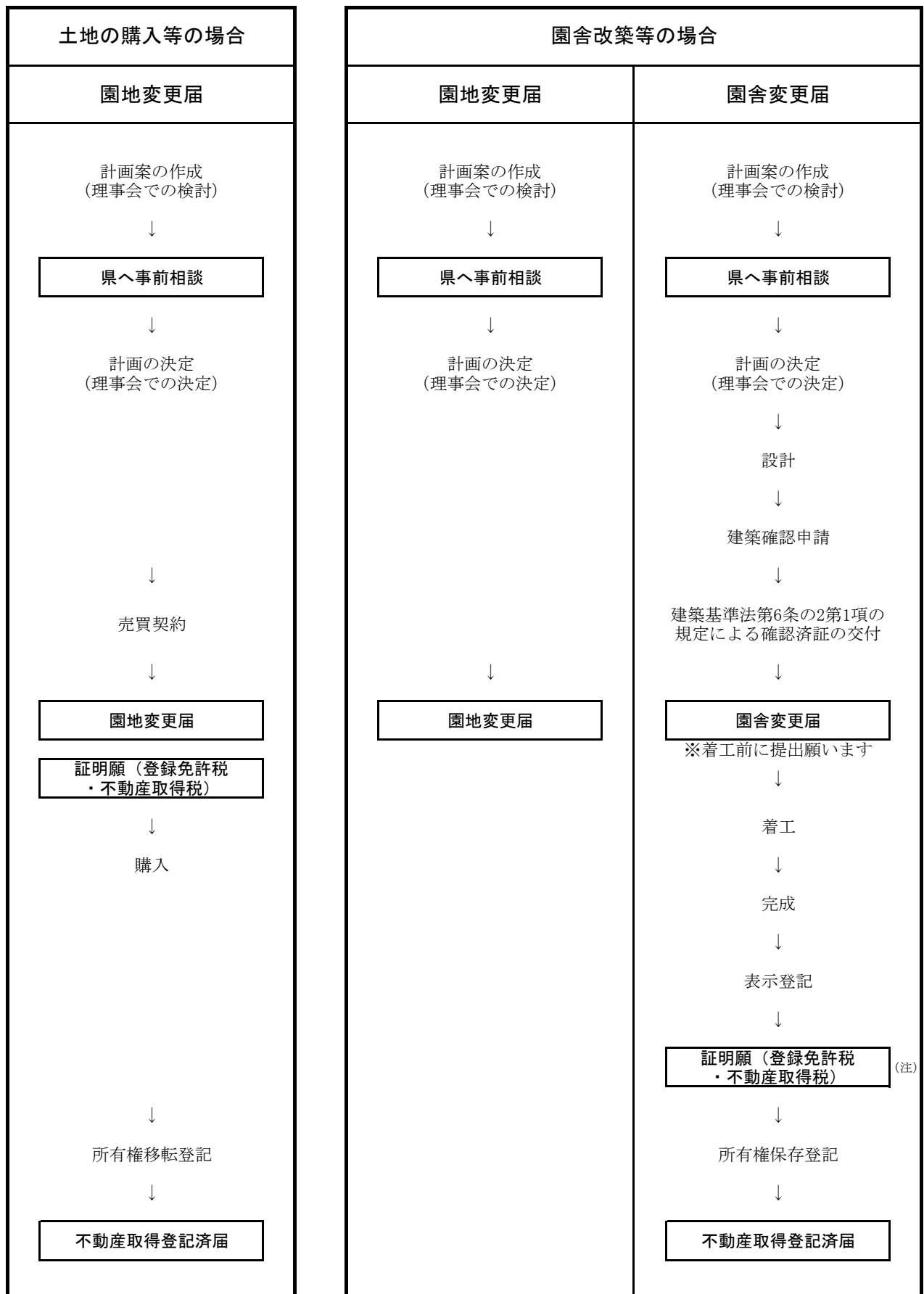
注2 園舎改築にともない、園舎の延床面積、園地の内訳（園舎敷地、運動場、その他）を算定して持参してください。

【注意事項】

- ・園地または園舎変更の事業計画作成にあたっては、文部科学省が定めた「幼稚園設置基準」を十分確認してください。
- ・幼稚園設置基準のほか、県では、保育室の面積は1室 53 m²以上、遊戯室の面積は 100 m²以上確保していただくようお願いしています。
- ・園地変更届の「園舎敷地」欄には、原則として建物の建築面積を記載し、「その他」欄には園地のうち園舎敷地及び運動場以外の面積（例：園舎と壁の間、駐車場等の面積）を記載してください。園地でない法人所有地等は記載不要です。
- ・幼稚園型認定こども園は、認定こども園所管課（県こども政策課または市町の担当課）とも協議してください。
- ・園舎改築等の際に、園地全体の面積に変更がなくとも、園舎の改築に伴う運動場面積の変更により、園地変更届の提出が必要になる場合があります。
- ・位置の変更または名称の変更を伴う場合は、あわせて「位置変更届」または「名称変更届」を提出してください。

提出書類	根拠法	学校法人	非学校法人
園地変更届	学校教育法施行令第27条の2第1項第6号	○	○
園舎変更届	学校教育法施行令第27条の2第1項第6号	○	○
不動産取得登記済届	私立学校法施行令第6条第1項	○	○

園地・園舎変更届の事務の流れ



(注) 証明書に家屋番号を記載する必要があるので、新築の建物の場合は表示登記完了後に提出してください

(2) 登録免許税・不動産取得税の非課税証明

登録免許税または不動産取得税の免税措置を受ける場合に提出してください。

【注意事項】

- ・ 当該不動産の取得にかかる園地変更届または園舎変更届が受理されていなければ、非課税証明はできません。
- ・ 取得する不動産が、園地または園舎に該当しない場合は、免税措置を受けられません。
- ・ 個人が設置した幼稚園は、免税措置を受けられません。
- ・ 提出書類に不備があると証明書の発行に時間を要する場合がありますため、提出前に書類を確認したうえで、余裕をもって申請してください。
- ・ 証明願に基づいて証明書を発行するため、土地または建物の全部事項証明書に記載のとおり正確に記載してください。
- ・ 建物の新築の場合は、証明願に家屋番号を記載する必要があるため、表示登記の完了後に提出してください。

提出書類	根拠法	学校法人	非学校法人
証明願（園地・登録免許税） 証明願（園地・不動産取得税） 証明願（園舎・登録免許税） 証明願（園舎・不動産取得税）	登録免許税法第4条第2項 地方税法第73条の4	○	△

【関係法令（抜粋）】

○登録免許税法

（公共法人等が受ける登記等の非課税）

第四条

- 2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等（同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

名 称	根拠法	非課税の登記等	備 考
一の二 <u>学校法人</u> （私立学校法第百五十二条第五項（私立専修学校等）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法	一 <u>校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）</u> 二 <u>校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記</u> 三 <u>自己の設置運営する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項（保育所）に規定する保育所（以下「保育所」という。）若しくは同法第六条の三第九項（定義）に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記</u> 四 <u>自己の設置運営する認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</u>	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添附があるものに限る。
十二 <u>宗教法人</u>	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百六号）	二 <u>自己の設置運営する学校（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記</u>	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添附があるものに限る。

○地方税法

（用途による不動産取得税の非課税）

- 第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

- 三 学校法人又は私立学校法第百五十二条第五項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産（第四号の四に該当するものを除く。）、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校又は同法第二百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する不動産、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産（同号に該当するものを除く。）及び公益社団法人若しくは公益財団法人で職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条の規定による認定職業訓練を行うことを目的とするもの又は職業訓練法人で政令で定めるもの若しくは都道府県職業能力開発協会がその職業訓練施設において直接職業訓練の用に供する不動産並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する図書館において直接その用に供する不動産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する不動産
- 四の四 学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する不動産

4 その他

私学助成	新制度園	幼稚園型	幼保
要	要	要	要

(1) 登記事項の変更

次の場合に提出してください。

なお、理事長及び代表業務執行理事の変更に係る登記事項の変更があった場合は、「役員等変更届」を提出すれば足るものとするため、「学校法人変更登記届」の提出は不要です。

- 〔 ・組合等登記令第3条第3項により毎事業年度終了後に行う「資産の総額の変更」登記
・その他の登記事項の変更 〕

【注意事項】

- ・組合等登記令第3条第3項による毎事業年度終了後の「資産の総額の変更」登記は、すべての学校法人において毎年行う必要があります。
- ・「大学を設置する学校法人」及び「県外に主たる事務所を置く学校法人」等の兵庫県知事所轄学校法人以外の法人については、教育課への本届出の提出は不要です。

提出書類	根拠法	学校法人	非学校法人
学校法人変更登記届	私立学校法施行令第6条第1項	○	—

(2) 名称または位置の変更

私学助成	新制度園	幼稚園型	幼保
要	要	要	不要※

園の名称または位置を変更する場合に提出してください。なお、寄附行為の変更を伴う場合は、別途変更認可申請または変更届の提出が必要となるため、ご相談ください。

※寄附行為の変更を伴う場合は要提出

提出書類	根拠法	学校法人	非学校法人
名称変更届	学校教育法施行令第27条の2第1項第1号	○	○
位置変更届	学校教育法施行令第27条の2第1項第1号	○	○

【注意事項】

- ・園の名称または位置を変更する場合、別途園則の変更が必要です。
- ・すべての学校法人において、設置廃止を伴わない園の名称変更、所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更、または公告の方法の変更を行う場合は、別途寄附行為の変更について届出てください。
- ※上記以外¹の事項に係る寄附行為の変更については、認可が必要です。
- ・当課での事務の参考とするため、「大学を設置する学校法人」及び「県外に主たる事務所を置く学校法人」等の兵庫県知事所轄学校法人以外の法人については、所轄庁へ提出した寄附行為変更届等の写しをご提出ください。

(3) 学校法人への寄附に関する証明

各証明書の交付を必要とする場合、交付希望日の約2か月前までに申請してください。

私学助成	新制度園	幼稚園型	幼保
要	要	要	要

① 特定公益増進法人の証明（5年間）

- ・学校法人へ寄附した個人や法人が所得税または法人税の優遇措置（所得控除）を受ける場合に必要です。
- ・申請書等は、兵庫県を所轄庁とする学校法人のみ当課へ提出してください。

【注意事項】

- ・寄附の募集（受入）目的及び使途が教育に関連しない場合は、証明できません。
- ・理事会において、県から当該証明を得ることを議決してください。
- ・有効期限の満了後に、寄附金募集（受入）実績報告書を提出するとともに、証明書を返還してください。

提出書類	根拠法	学校法人	非学校法人
特定公益増進法人であることの証明申請書	所得税法施行令第217条第4号 法人税法施行令第77条第4号	○	—

② 税額控除対象法人の証明（5年間）

- ・学校法人へ寄附した個人が所得税の優遇措置（税額控除）を受ける場合に必要です。
- ・申請書等は、兵庫県を所轄庁とする学校法人のみ当課へ提出してください。

【注意事項】

<通常の要件>

- ・税額控除対象法人の証明には、実績判定期間（申請日の直前に終了した事業年度終了後以前の5年間）において、以下の要件1または要件2のうち、いずれかを満たす必要があります。

【要件1】(1) 3,000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者）が年平均100人以上
(2) 寄附金額が年平均30万円以上

【要件2】経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が1/5以上

- ・理事会において、県から当該証明を得ることを議決してください。
- ・税額控除対象法人となった後は、寄附行為等の書類を主たる事務所に備え付け、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供する必要があります。

<特例要件>

- ・令和7～12年度の間に於ける証明申請において、一定の要件を満たした場合に、実績判定期間について、従来の5年を2年（特例実績判定期間）とする特例が設けられています。以下の要件1～2を満たす必要があります。

【要件1】①(1) 3,000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者）が特例実績判定期間を含む事業年度それぞれで100人以上

(2) 寄附金額が特例実績判定期間内の日を含む事業年度それぞれで30万円以上

②経営改革に向けた具体的な取組に係る計画を作成していること

③特例実績判定期間中に、税額控除に係る証明を受けている期間が含まれないこと

【要件2】経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が1/5以上

提出書類	根拠法	学校法人	非学校法人
税額控除に係る証明申請書	租税特別措置法施行令第26条の28の2 第1項第2号又は3号	○	—

③ 相続税非課税対象法人の証明

- ・財産の相続または遺贈を受けた個人が、教育研究に供するため、学校法人に当該財産を贈与（寄附）した場合、財産の相続又は遺贈を受けた個人の相続税が非課税となる措置（税額控除）を受ける際に必要です。
- ・申請書等は、兵庫県を所轄庁とする学校法人のみ当課へ提出してください。

【注意事項】

- ・贈与財産の使用については、2年以内に教育研究の用に供する必要があります。
- ・当該寄附によって、寄附者が学校法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益を付与されていないことを示す必要があります。
- ・理事会において、県から当該証明を得ることを議決してください。

提出書類	根拠法	学校法人	非学校法人
相続税非課税対象法人であることの証明申請書	租税特別措置法施行令第40条の3 第1号の3、第3号又は第4号	○	—

(4) 特定教育・保育施設等における事故の
報告等について

私学助成	新制度園	幼稚園型	幼保
要	不要※	不要※	不要※

※教育課へは不要、所管の市町へは要報告

令和6年3月22日付けこ成安第36号5教参学第39号「教育・保育施設等における事故の報告等について」に基づき、事故が発生した場合には、各園が所定の報告先に所定の様式により報告する必要があります。

なお、令和4年9月7日付け事務連絡「バス送迎に当たっての安全管理の徹底について（再周知）」のとおり、送迎バスに関する事故が発生した場合は、大小を問わず、速やかに当課あてに報告するとともに、原因の究明及び再発防止策を講じ、任意様式により報告してください。

1. 報告の対象となる重大事故の範囲

- ① 死亡事故
- ② 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ③ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

2. 報告期限

- ① 第一報
原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ② 第二報
原則1ヶ月以内程度
※状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。
- ③ 事故発生 of 要因分析や検証等の結果
※作成次第報告すること。

3. 報告先

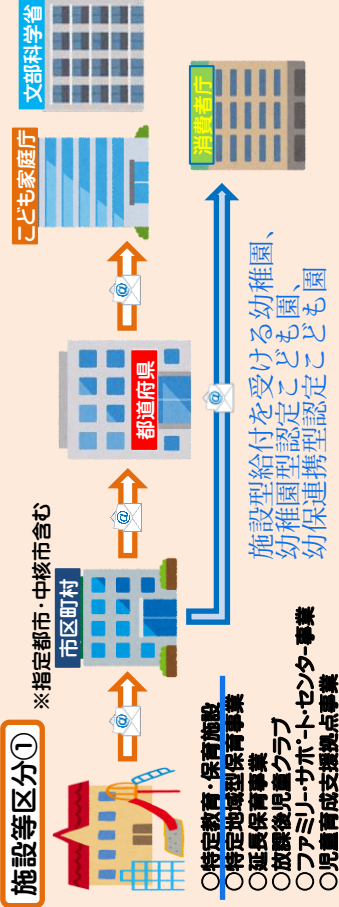
- ・私学助成園・・・兵庫県総務部 教育課 幼児教育・教育振興班
- ・子ども・子育て支援新制度移行園（施設型給付を受ける幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園）・・・各市町担当課

提出書類	根拠	子ども・子育て支援新制度移行園	私学助成園
教育・保育施設等事故報告様式	令和6年3月22日付けこ成安第36号5教参学第39号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	○	○

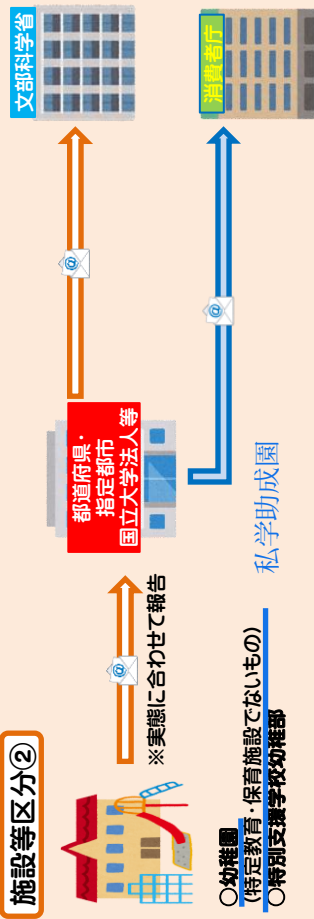
① 第1報：原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

② 第2報：原則1か月以内程度 等

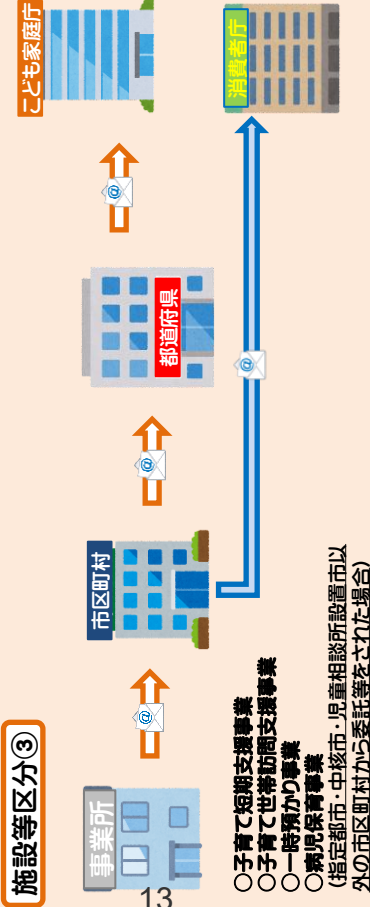
施設等区分①



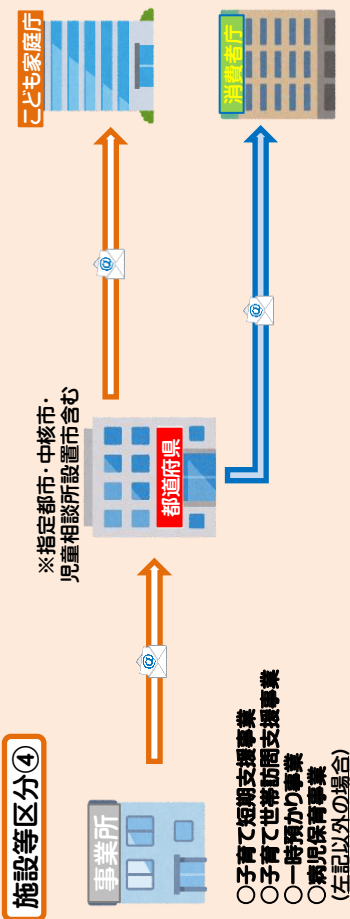
施設等区分②



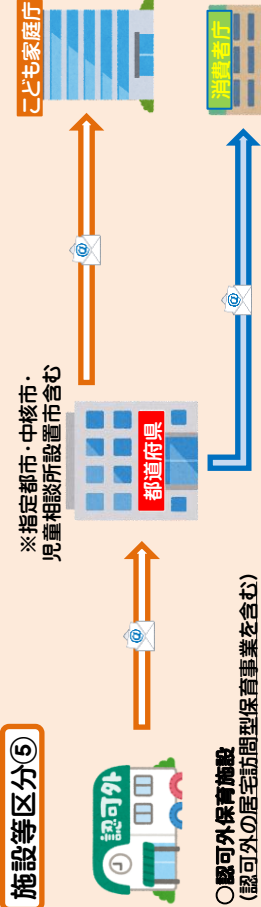
施設等区分③



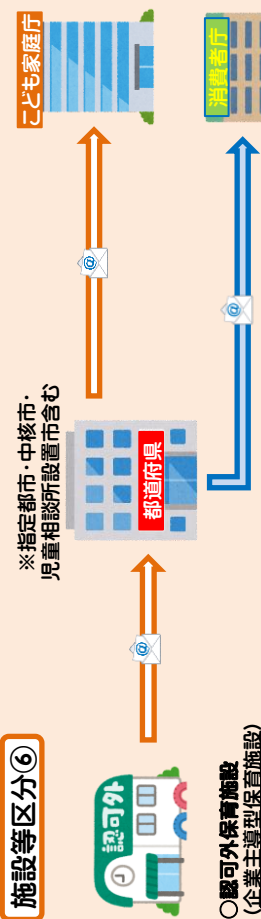
施設等区分④



施設等区分⑤



施設等区分⑥



※ 企業主導型ベビーシッター等利用支援事業は、併せて「全国保育サービス協会」に通知すること。

※ 企業主導型保育施設は、併せて「公益財団法人 児童育成協会」に通知すること。

(5) 法令で策定・実施が義務づけられてるもの（教育関係の主なもの）

法令により、下記が私立幼稚園設置者に策定・実施が義務づけられています。

関係法令を確認の上、適正に取り組んで下さい。

※必要に応じて策定状況等を確認する場合があります。

保健・安全関係

ア 学校保健計画の策定（学校保健安全法第5条）

園児及び教職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健または安全に関する事項について、「学校保健計画」を作成し、実施しなければならない。

【学校保健安全法などで義務づけられているもの（抜粋）】

- * 園児の健康診断（学校保健安全法第13条）
- * 教職員の健康診断（〃第15条）
- * 園薬剤師の設置（〃第23条）
- * 保健所への連絡（〃第18条及び同法施行令第5条）
- * 健康診断票の作成及び保存（〃施行規則第8条）

イ 学校安全計画の策定（学校保健安全法第27条）

園児の安全の確保を図るため、当該幼稚園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通園を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他幼稚園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

ウ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定（学校保健安全法第29条）

幼稚園において、事件や事故、自然災害発生時や、園や園児を取り巻く様々な安全上の課題に対応し、園児の危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」を作成しなければならない。

エ 学校施設及び設備の安全点検の実施（学校保健安全法施行規則第28条）

幼稚園において、他の法令に基づくもののほか毎学期一回以上、園児が使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に安全点検を行わなければならない。

オ 送迎用バスの見落とし防止装置の設置（学校保健安全法施行規則第29条の2）

幼稚園において、送迎用のバスを運行するときは、当該バスにブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を装備し、降車時の園児の所在確認をしなければならない。

雇用関係

ア 特定免許状執行者管理システム（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第7条）

令和5年4月1日から、幼稚園等において、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、当該システムを活用することが義務づけられている。

イ 保育士特定登録取消者管理システム（児童福祉法第18条の20の4）

令和6年4月1日から、幼稚園等において、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、当該システムを活用することが義務づけられている。

その他

ア 指導要録（学校教育法施行規則第24条）

園長は、園児について指導要録を作成し、園児が小学校へ入学した場合、指導要録の抄本または写しを入学先の学校長に送付しなければならない。

また、園児が外の幼稚園へ転園した場合は、指導要録の抄本または写しを転園先の園長に送付しなければならない。

【保存年限】（学校教育法施行規則第28条第2項）

- ①幼稚園幼児指導要録 20年間
- ②その他の表簿 5年間

イ 学校評価（学校教育法第42条・43条）（準用規定28条、施行規則66条～68条、準用規定39条）

教職員により教育活動及び学校運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表しなければならない。また、自己評価結果を踏まえた、保護者等関係者による評価及び結果の公表が努力義務として規定されている。

【関係法令（抜粋）】

○学校保健安全法

（学校保健計画の策定等）

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境衛生基準）

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第一百八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（児童生徒等の健康診断）

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（職員の健康診断）

第十五条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第十六条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

○同施行令

（保健所と連絡すべき場合）

第五条 法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合

二 法第二十条の規定による学校の休業を行つた場合

○同施行規則

（健康診断票）

第八条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行つたときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

2 校長は、児童又は生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該児童又は生徒の健康診断票を進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童生徒等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童生徒等の健康診断票を転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

4 児童生徒等の健康診断票は、五年間保存しなければならない。ただし、第二項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から五年間とする。

（安全点検）

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第二十九条の二 学校においては、児童生徒等の通学、校外における学習のための移動その他の児童生徒等の移動のために自動車を運行するときは、児童生徒等の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童生徒等の所在を確実に把握することができる方法により、児童生徒等の所在を確認しなければならない。

- 2 幼稚園及び特別支援学校においては、通学を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童生徒等の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童生徒等の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

(任命権者等の責務)

第七条 教育職員等を任命し、又は雇用する者は、基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、第十五条第一項のデータベースを活用するものとする。

(データベースの整備等)

第十五条 国は、特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となった事実等に関する情報に係るデータベースの整備その他の特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

○児童福祉法

第十八条の二十四 国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士の登録の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等に関する情報その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備するものとする。

- 一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者
二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

② 都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行つたことによりその登録を取り消したとき、又は保育士の登録を取り消された者（児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士の登録を取り消された者を除く。）の保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

- ③ 保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、第一項のデータベース（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第一項のデータベースを含む。）を活用するものとする。

○学校教育法

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

○同施行規則

第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

- 2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

- 3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第百三十三号）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。